

令和2年(2020年)9月

枚方市立小中学校
保護者の皆様

枚方市教育委員会
おいしい給食課長

新型コロナウイルス感染症による学校臨時休業及び児童生徒出席停止に係る
給食費の取扱いについて

平素は学校給食の運営に、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。
新型コロナウイルス感染症により、出席停止扱いとなり給食の提供ができなかった場合に限り、
本年度2学期から3学期末までの給食費を下記のとおりいたします。

記

1. 給食費の取扱い

【小学校】出席停止期間の給食回数分を返還もしくは徴収しません。

※返還額は、出席停止期間の給食回数 × 1食あたり給食費（上限は月額）
既に保護者の皆様より徴収済の場合については、返金もしくは翌月以降で徴
収額を変更して対応いたします。

【中学校】出席停止期間の給食回数分の給食費を予約システムに返還します。

2. 対象

- ・新型コロナウイルス感染者発生を受けて、学校の臨時休業等により給食が提供できな
かった場合
- ・新型コロナウイルス感染症により出席停止となり給食が提供できなかった場合

※ 中学校については、いずれも給食予約者に限ります

※ 就学援助受給者及び生活保護受給世帯については、それぞれより給食費が支給され
るため、返還の対象となりません。

3. 期間

本年度2学期(8月20日)から3学期末まで

【お問い合わせ】枚方市教育委員会 おいしい給食課
TEL:050-7105-8030 FAX:072-851-1744
e-mail:kyushok@city.hirakata.osaka.jp